

制定 平成23年3月27日

大日本大和柳生会 稽古衣規定

門下生の稽古衣を以下のとおり規定する。

(稽古)

上衣：白色、黒色若しくは、紺色等の濃色系とする。

(但し、他流の紋、ネーム、ワッペン等が付加されているものは不可とする。)

袴：黒色若しくは紺色等の濃色系とする。

足袋：白色のみとする。

帯：規定なし。

(演武会等)

上衣：当会規定の紋付着物とする。

(用意できない場合に限り、稽古衣の着用を許可する。)

袴：黒色若しくは紺色等の濃色系とする。

足袋：白色のみとする。

帯：規定なし。